

「コムストックローン約款」【新コムストックローン・野村證券】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日：平成 30 年 5 月 7 日予定]

(下線箇所は改正部分)

変更後	変更前
第 1 条 〔現行どおり〕	第 1 条 〔 略 〕
第 2 条（契約の成立および契約期間）	第 2 条（契約の成立および契約期間）
1～5 〔現行どおり〕	1～5 〔 略 〕
6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する日証金の更新審査において、 <u>適当と認められないもの</u> とします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。	6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する日証金の更新審査において、 <u>適当と認められないもの</u> とします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。
(1)～(3) 〔現行どおり〕	(1)～(3) 〔 略 〕
(4) <u>担保有価証券のうち第 3 条第 3 項に定める融資適格銘柄の時価額に対する融資残高の割合が 70%未満であること。</u>	(4) <u>第 5 条に定める担保不足の状態にないこと。</u>
(5) 〔現行どおり〕	(5) 〔 略 〕
第 3 条 〔現行どおり〕	第 3 条 〔 略 〕
第 4 条（融資要領）	第 4 条（融資要領）
1 〔現行どおり〕	1 〔 略 〕
2 返済方法	2 返済方法
(1)、(2) 〔現行どおり〕	(1)、(2) 〔 略 〕
(3) お客様が第 3 条第 6 項の定めにより担保有価証券を売却したときの取扱いは、以下のとおりとします。	(3) お客様が第 3 条第 6 項の定めにより担保有価証券を売却したときの取扱いは、以下のとおりとします。
① 〔現行どおり〕	① 〔 略 〕
② 上記①の日証金が指定する返済必要額とは、コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券の時価額に 60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の 70%以上を占める場合は 50%）を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます（以下同じとします。）。	② 上記①の日証金が指定する返済必要額とは、コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券のうち <u>融資適格銘柄の時価額</u> に 60%（ <u>融資適格銘柄の一銘柄の時価額の割合が融資適格銘柄の時価額合計の 70%以上を占める場合は 50%</u> ）を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます（以下同じとします。）。

変更後	変更前
<p>③、④ [現行どおり]  (4)～(7) [現行どおり]</p> <p><u>第5条～第18条</u> [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>平成30年5月</u></p>	<p>③、④ [ 略 ]</p> <p>(4)～(7) [ 略 ]</p> <p><u>第5条～第18条</u> [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>平成29年6月</u></p>